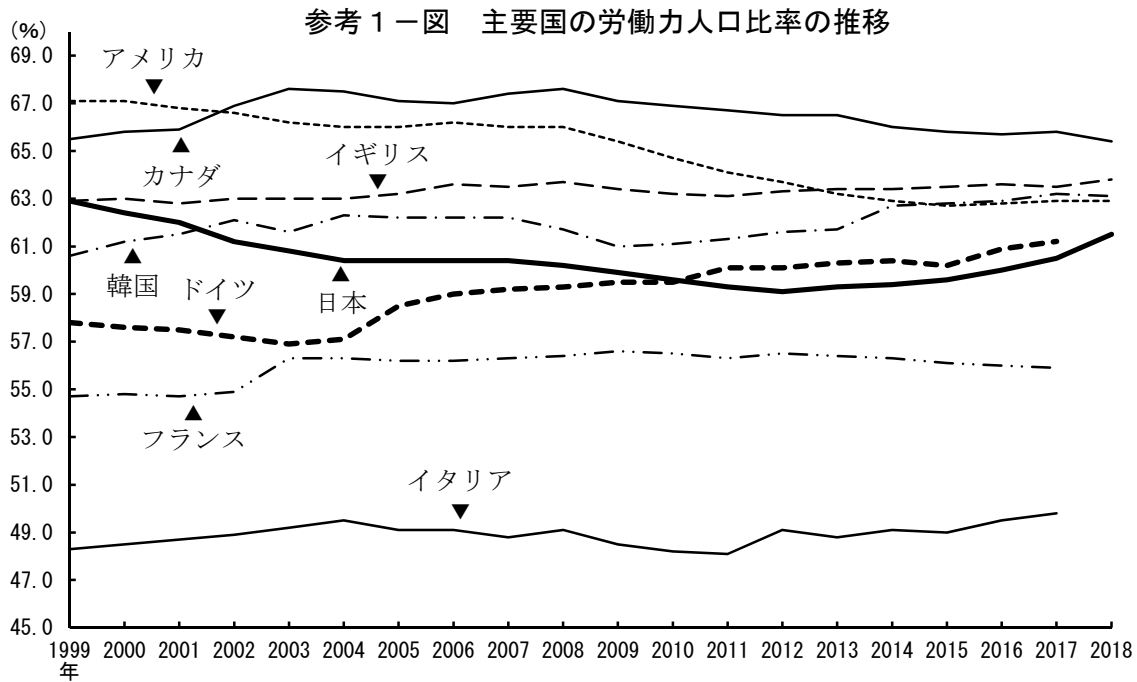


# 参考（国際比較）

## 1 労働力人口比率



参考1-表 主要国の労働力人口比率の推移

年	日本 注1)	韓国 注2, 3)	アメリカ 注2)	カナダ 注2)	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
1999	62.9	60.6	67.1	65.5	62.9	57.8	54.7	48.3
2000	62.4	61.2	67.1	65.8	63.0	57.6	54.8	48.5
2001	62.0	61.5	66.8	65.9	62.8	57.5	54.7	48.7
2002	61.2	62.1	66.6	66.9	63.0	57.2	54.9	48.9
2003	60.8	61.6	66.2	67.6	63.0	56.9	56.3	49.2
2004	60.4	62.3	66.0	67.5	63.0	57.1	56.3	49.5
2005	60.4	62.2	66.0	67.1	63.2	58.5	56.2	49.1
2006	60.4	62.2	66.2	67.0	63.6	59.0	56.2	49.1
2007	60.4	62.2	66.0	67.4	63.5	59.2	56.3	48.8
2008	60.2	61.7	66.0	67.6	63.7	59.3	56.4	49.1
2009	59.9	61.0	65.4	67.1	63.4	59.5	56.6	48.5
2010	59.6	61.1	64.7	66.9	63.2	59.5	56.5	48.2
2011	<59.3>	61.3	64.1	66.7	63.1	60.1	56.3	48.1
2012	59.1	61.6	63.7	66.5	63.3	60.1	56.5	49.1
2013	59.3	61.7	63.2	66.5	63.4	60.3	56.4	48.8
2014	59.4	62.7	62.9	66.0	63.4	60.4	56.3	49.1
2015	59.6	62.8	62.7	65.8	63.5	60.2	56.1	49.0
2016	60.0	62.9	62.8	65.7	63.6	60.9	56.0	49.5
2017	60.5	63.2	62.9	65.8	63.5	61.2	55.9	49.8
2018	61.5	63.1	62.9	65.4	63.8	...	...	...

注1) 日本の< >内については、補完推計値

注2) 韓国、アメリカ及びカナダは軍人を除く数値

注3) 1999年の値は、労働力人口のうち完全失業者について、求職活動を行っていた期間が1週間以内であることを要件としたときの値であり、2000年以降は同期間が4週間以内としたときの値である。  
なお、2000年における「求職活動が1週間以内である者」の労働力人口比率は61.0%となっている。

注4) 表中「...」は数値が得られない箇所(2019年3月13日現在)

資料：韓国はKorean Statistical Information Service(<http://kosis.kr/eng/>)

アメリカはU.S. Bureau of Labor Statistics(<http://www.bls.gov/cps/>)

カナダはStatistics Canada(<http://www.statcan.gc.ca/start-debut-eng.html>)

イギリスはOffice for National Statistics (<http://www.ons.gov.uk/ons/index.html>)

ドイツ、フランス及びイタリアは

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) Labour force statistics for OECD member countries (<http://www.oecd.org/>) のデータセット「LFS by sex and age」を使用し、「15～64歳人口」、「65歳以上人口」、「15～64歳労働力人口」及び「65歳以上労働力人口」から総務省統計局が算出

## 2 失業者

### 失業者の定義

失業者については、ILO（国際労働機関）が国際基準を設定しており、各国と同様、日本もその基準に準拠し定義している。しかし、ILOの基準には、定義に幅がある箇所や国情に応じた特例を認めている箇所などもあり、各国の定義には、次のア、イのように細かな点で若干の相違が見られる。

#### ア. 求職活動期間の取扱いについて

1982年決議のILO基準では、失業者の要件のうち求職活動期間については、「直近の特定期間」とされ、明確に定められていなかったが、2013年10月の第19回国際労働統計家会議における新たな決議では、求職活動期間は「過去4週間（1か月）」と明確化された（次ページ参照）。

日本では、調査週間の1週間に求職活動を行った者を「完全失業者」として公表しているが、アメリカ、カナダなどの国では、過去1か月（4週間）以内に求職活動を行った者を失業者としている。ただし、日本の「完全失業者」には、以前に求職活動を行い、その結果を待っている者も含まれるため、過去1か月以内に求職活動を行った者も、その結果を待っている限り、「完全失業者」となる。

なお、2018年から、「完全失業者」に加え、詳細集計において、求職活動期間を過去1か月に拡大した「失業者」の公表を開始した（「付2 用語の解説」参照）。

#### イ. 就業内定者の取扱いについて

ILO基準では、就業内定者は、求職活動をしている場合だけでなく、求職活動をしていない場合であっても失業者としている。日本では就業内定者は求職活動をしている場合のみを失業者としており、求職活動をしていない場合には非労働力人口に含まれる。アメリカにおいては、1993年以前はILO基準に沿った取扱いをしていたが、1994年以降は日本と同様に、求職活動をしていない就業内定者は失業者に含めていない。

求職活動を行っていない就業内定者を失業者に含める国においては、カナダなど多くの場合、就業内定者のうち、就業予定時期が1か月（4週間）以内の者に限って失業者としている。

仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議（仮訳）（抄）  
（ILO（国際労働機関）第19回国際労働統計家会議（2013年）で採択）  
〔定義及び概念〕

**就業者**

- 「就業者」は、短い参照期間（7日間、すなわち1週間）に、給料又は利益を得ることを目的として、財やサービスの生産活動を行った、一定年齢以上の全ての者と定義される。  
就業者は、
  - 1 「従業中の」就業者、すなわち、少なくとも1時間の仕事を行った者
  - 2 一時的に仕事を休んでいる、又は就業時間の調整（交代制、フレックスタイム、残業による代休等）のために、「休業中の」就業者から成る。

**失業者**

- 「失業者」は、
  - 1 就業者でなく、
  - 2 直近の特定の期間に、仕事を探す活動を行っており、
  - 3 仕事があれば現に就業可能である、一定年齢以上の全ての者と定義される。
- 「就業者でない」は、就業の定義に用いられる短い参照期間に照らして判断される。
- 「仕事を探す活動」とは、仕事を見つける、あるいは、事業又は農業を立ち上げることを目的として直近4週間、又は1か月間の期間に行ったあらゆる活動を指す。  
その活動には、資金の調達、許認可の申請、事業を始めるための土地、建物、機械設備、用品、農業投入の準備活動、友人、親戚その他の仲介者への援助の依頼、公共又は私設の職業紹介機関への登録又は照会、雇用主への求職申込み、作業場、農場、工場の入口、市場その他の集会場での求人確認、新聞又はオンライン上の求人広告の掲載、応募、オンライン上の職業ネットワーキングサイト又はソーシャルネットワーキングサイトへの募集の掲載、更新等が含まれる。
- 「現に就業可能」は、現時点で就業の準備ができていないか否かを測定するものであり、就業の定義に用いられる短い参照期間に照らして判断される。
- 「内定者」、すなわち、「就業者でなく」、「現に就業可能で」、近いうち（一般に、3か月を超えない程度の、それぞれの国における仕事を始めるまでの一般的な待機期間）に仕事を始める手はずを既に整えたために上記のような「仕事を探す」活動を行っていない者は、失業者に含まれる。

### 3 失業率

(1) 各国が毎月公表している失業率については、国によって、その算出に用いる失業者や労働力人口等の定義や把握方法に若干の相違がある。

表1に掲載している主要国では、毎月、ILO基準に基づく労働力調査を実施しており、この結果から失業者と労働力人口を把握し、失業率を算出している（ただし、フランスは四半期ごとの公表）。

なお、各国が公表する失業率には、全労働力人口に対するもののほか、軍人を除く労働力人口に対するものがある。（「4 主要国の失業率及び失業者の調査等について」参照）

参考3-表1 各国公表による主要国の失業率（月次は季節調整値）

	日 本	韓 国	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	イタリア	フランス
2014年	3.6	3.5	6.2	6.9	6.2	5.0	12.7	10.3
2015	3.4	3.6	5.3	6.9	5.4	4.6	11.9	10.4
2016	3.1	3.7	4.9	7.0	4.9	4.1	11.7	10.1
2017	2.8	3.7	4.4	6.3	4.4	3.8	11.2	9.4
2018	2.4	3.8	3.9	5.8	4.1	3.4	10.6	…
2018年 1月	2.4	3.6	4.1	5.9	4.3	3.5	11.0	} 8.9
2	2.5	3.6	4.1	5.8	4.2	3.5	10.9	
3	2.5	4.0	4.0	5.8	4.2	3.5	10.9	
4	2.5	3.8	3.9	5.9	4.2	3.5	10.9	} 8.7
5	2.3	4.0	3.8	5.9	4.2	3.4	10.6	
6	2.5	3.7	4.0	6.0	4.0	3.4	10.7	
7	2.5	3.8	3.9	5.9	4.0	3.4	10.4	} 8.8
8	2.4	4.1	3.8	6.0	4.0	3.4	10.1	
9	2.4	4.0	3.7	5.8	4.1	3.3	10.4	
10	2.4	3.9	3.8	5.7	4.1	3.3	10.7	} 8.5
11	2.5	3.8	3.7	5.6	4.0	3.3	10.6	
12	2.4	3.8	3.9	5.6	4.0	3.3	10.4	

各国公表値

注1) 失業者の把握方法

- ・各国の数値は日本と同様に、毎月実施する労働力調査の結果による。  
ただし、フランスは四半期ごとの公表である。

注2) 労働力人口の範囲

- ・日本、イギリス、ドイツ、イタリア及びフランスは全労働力人口であり、韓国、アメリカ及びカナダは軍人を除く労働力人口である。

注3) イギリスについては当月を含む前3か月の平均値である。

注4) フランスの四半期の数値については海外領土を除いた本土の失業率である。

注5) 各国とも季節調整替え等により、数値を過去に遡って改定している。

ここに掲げたのは、2019年3月13日現在の各国公表値である。

表中「…」は数値が得られない箇所

資料：韓国はKorean Statistical Information Service(<http://kosis.kr/eng/>)

アメリカはU.S. Bureau of Labor Statistics (<http://www.bls.gov/cps/>)

カナダはStatistics Canada(<http://www.statcan.gc.ca/start-debut-eng.html>)

イギリスはOffice for National Statistics (<http://www.ons.gov.uk/ons/index.html>)

ドイツはFederal Statistical Office Germany

(<http://www.destatis.de/EN/Homepage.html>)

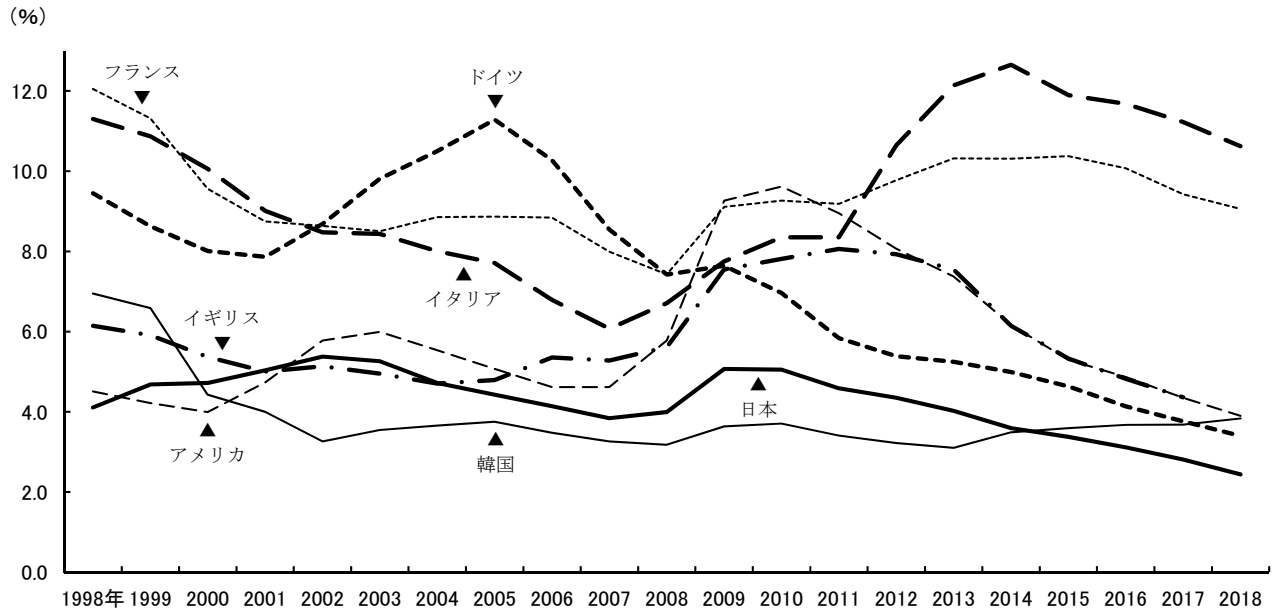
イタリアはItalian National Institute of Statistics (<http://www.istat.it/en/>)

フランスはNational Institute of Statistics and Economic Studies (INSEE)

(<http://www.insee.fr/en/>)

(2) OECD（経済協力開発機構）は、各国の失業率をILO基準にできるだけ近づけるような調整を行った失業率（HUR）を36か国について算出し、月別、四半期別、年別に公表している。失業率のデータについて、ILO基準に基づく労働力調査から把握している場合は、定義に細かな点で若干の相違があるものの、相互に比較可能な統計であるとみなしており、それぞれの国の結果をほぼそのまま用いている。

参考3－図 主要国の失業率（HUR）の推移



参考3－表2 OECD各国の失業率（HUR）の推移

	1998年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
日本	4.1	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1	3.8	4.0	5.1	5.1	4.6	4.4	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4
オーストラリア	7.7	6.9	6.3	6.7	6.4	5.9	5.4	5.0	4.8	4.4	4.2	5.6	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1	6.1	5.7	5.6	5.3
オーストリア	4.7	4.2	3.9	4.0	4.4	4.8	5.5	5.6	5.3	4.9	4.1	5.3	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6	5.7	6.0	5.5	4.9
ベルギー	9.3	8.4	6.9	6.6	7.5	8.2	8.4	8.4	8.3	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	8.5	8.5	8.5	7.9	7.1	5.9
カナダ	8.3	7.6	6.8	7.2	7.7	7.6	7.2	6.8	6.3	6.1	6.1	8.4	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9	6.9	7.0	6.3	5.8
チリ	6.4	10.1	9.7	9.9	9.8	9.5	10.0	9.2	7.8	7.1	7.8	9.7	8.2	7.1	6.4	5.9	6.4	6.2	6.5	6.7	7.0
チェコ共和国	6.5	8.7	8.8	8.1	7.3	7.8	8.3	7.9	7.1	5.3	4.4	6.7	7.3	6.7	7.0	7.0	6.1	5.1	4.0	2.9	2.3
デンマーク	4.9	5.2	4.3	4.5	4.6	5.4	5.5	4.8	3.9	3.8	3.5	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0	6.5	6.2	6.2	5.7	5.0
エストニア	9.2	11.4	14.5	13.0	11.3	10.4	10.1	8.0	5.9	4.6	5.5	13.6	16.7	12.4	10.0	8.6	7.4	6.2	6.8	5.8	5.4
フィンランド	11.4	10.2	9.8	9.1	9.1	9.0	8.8	8.4	7.7	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7	9.4	8.8	8.6	7.4
フランス	12.1	11.3	9.6	8.7	8.6	8.5	8.9	8.9	8.8	8.0	7.4	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4	10.1	9.4	9.1
ドイツ	9.5	8.6	8.0	7.9	8.7	9.8	10.5	11.3	10.3	8.5	7.4	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6	4.1	3.8	3.4
ギリシャ	..	12.0	11.2	10.7	10.3	9.7	10.6	10.0	9.0	8.4	7.8	9.6	12.8	17.9	24.5	27.5	26.6	25.0	23.6	21.5	19.3
ハンガリー	8.7	6.9	6.3	5.6	5.6	5.7	6.1	7.2	7.5	7.4	7.8	10.0	11.2	11.1	11.0	10.1	7.7	6.8	5.1	4.2	3.7
アイスランド	..	..	..	..	..	3.4	3.1	2.6	2.9	2.3	3.0	7.2	7.6	7.1	6.0	5.4	5.0	4.0	3.0	2.8	2.7
アイルランド	7.6	5.8	4.5	4.2	4.7	4.9	4.7	4.6	4.8	5.0	6.8	12.7	14.6	15.4	15.5	13.8	11.9	9.9	8.4	6.7	5.8
イスラエル	8.5	8.9	8.8	9.3	10.3	10.7	10.4	9.0	8.4	7.3	6.1	7.5	6.6	5.6	6.9	6.2	5.9	5.2	4.8	4.2	4.0
イタリア	11.3	10.9	10.1	9.0	8.5	8.4	8.0	7.7	6.8	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4	10.6	12.1	12.7	11.9	11.7	11.2	10.6
韓国	7.0	6.6	4.4	4.0	3.3	3.6	3.7	3.8	3.5	3.3	3.2	3.6	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5	3.6	3.7	3.7	3.8
ラトビア	..	14.1	14.3	13.5	12.5	11.6	11.8	10.1	7.0	6.1	7.7	17.6	19.5	16.2	15.0	11.9	10.9	9.9	9.6	8.7	7.4
リトアニア	..	14.6	16.4	17.4	13.8	12.4	10.9	8.3	5.8	4.3	5.8	13.8	17.8	15.4	13.4	11.8	10.7	9.1	7.9	7.1	6.3
ルクセンブルグ	2.7	2.4	2.2	1.9	2.6	3.8	5.0	4.7	4.6	4.2	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	5.9	6.1	6.5	6.3	5.6	5.3
メキシコ	3.2	2.5	2.5	2.8	3.0	3.4	3.9	3.6	3.6	3.7	4.0	5.5	5.4	5.2	5.0	4.9	4.8	4.4	3.9	3.4	3.3
オランダ	5.1	4.2	3.7	3.1	3.7	4.8	5.7	5.9	5.0	4.2	3.7	4.4	5.0	5.0	5.8	7.2	7.4	6.9	6.0	4.9	3.8
ニュージーランド	7.7	7.0	6.2	5.5	5.3	4.8	4.0	3.8	3.9	3.6	4.0	5.8	6.2	6.0	6.4	5.8	5.4	5.4	5.1	4.7	4.3
ノルウェー	3.1	3.0	3.2	3.4	3.7	4.2	4.3	4.5	3.4	2.6	2.7	3.3	3.7	3.4	3.3	3.8	3.6	4.5	4.8	4.2	3.9
ポーランド	10.2	13.4	16.1	18.3	20.0	19.8	19.1	17.9	14.0	9.6	7.0	8.1	9.7	9.7	10.1	10.3	9.0	7.5	6.2	4.9	3.9
ポルトガル	6.1	5.6	5.1	5.1	6.1	7.4	7.8	8.8	8.9	9.1	8.8	10.7	12.0	12.9	15.8	16.5	14.1	12.7	11.2	9.0	7.1
スロバキア共和国	12.7	16.5	18.9	19.5	18.8	17.7	18.4	16.4	13.5	11.2	9.6	12.1	14.5	13.7	14.0	14.2	13.2	11.5	9.7	8.1	6.6
スロベニア	7.4	7.4	6.7	6.2	6.3	6.7	6.3	6.5	6.0	4.9	4.4	5.9	7.3	8.2	8.9	10.1	9.7	9.0	8.0	6.6	5.4
スペイン	16.4	13.6	11.9	10.6	11.4	11.5	11.0	9.2	8.5	8.2	11.3	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5	22.1	19.7	17.2	15.3
スウェーデン	8.2	6.7	5.6	5.8	6.0	6.6	7.4	7.6	7.0	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.4	7.0	6.7	6.3
スイス	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	4.8	4.4	4.5	4.7	4.8	4.8	4.9	4.8	4.7
トルコ	..	..	..	..	..	..	..	9.2	8.8	8.8	9.7	12.6	10.7	8.8	8.2	8.7	10.0	10.3	10.9	10.9	..
イギリス	6.1	5.9	5.4	5.0	5.1	5.0	4.7	4.8	5.4	5.3	5.6	7.6	7.8	8.1	7.9	7.6	6.1	5.3	4.8	4.4	..
アメリカ	4.5	4.2	4.0	4.7	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6	9.0	8.1	7.4	6.2	5.3	4.9	4.4	3.9
OECD-計	..	6.6	6.2	6.4	6.9	7.1	6.9	6.6	6.1	5.6	6.0	8.1	8.4	8.0	8.0	7.9	7.4	6.8	6.3	5.8	5.3

注) 表中「..」は数値が得られない箇所（2019年3月13日現在）

資料：Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) Statistics Portal(<http://www.oecd.org/>)

## 4 主要国の失業率及び

	ILO(1982年決議)の定義・概念	日 本	韓 国	ア メ リ カ
1. 失業者のデータ収集方法	・経済活動人口データの収集のための設計においては、可能な限り、国際基準を取り入れる努力をしなければならない	実地調査による収集		
		・労働力調査 (標本調査)	・経済活動人口調査 (標本調査)	・Current Population Survey (標本調査)
2. 調査時期及び期間	・1週間又は1日のような特定の短期間(調査期間)に関して測る	・毎月1回  ・1週間(月末)	・毎月1回  ・1週間(15日を含む)	・毎月1回  ・1週間(12日を含む)
3. 調査対象年齢	・一定年齢以上の全ての人	・15歳以上	・15歳以上	・16歳以上
4. 失業者の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事を持たず(就業者でない)</li> <li>・現に就業が可能で(調査期間中に就業が可能)</li> <li>・仕事を探していた(最近の特定期間に仕事を探す特別な手だてをした)</li> </ul> <p>☆ 失業者の求職の定義にかかわらず調査期間後のある時点から就業の手はずを整えた者で、現在は仕事がなく、現に就業が可能なのは失業者とみなさなければならない</p> <p>☆ 一時レイオフの場合は、国情によっては、求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には、非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・調査期間中に就業可能で</li> <li>・調査期間中(過去1週間)に求職活動を行った者<sup>※</sup></li> </ul> <p>※ 2018年から、過去1か月に求職活動を行った者の集計も開始</p> <p>☆ 仕事があればすぐ就ける状態で過去に行った求職活動の結果を待っている者も失業者とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・調査期間中に就業可能で</li> <li>・過去4週間以内に求職活動を行った者</li> </ul> <p>☆ 30日以内に新たな仕事を始める予定の者も失業者とする</p> <p>☆ 過去に求職活動を行ったが、不可避の理由で調査期間中に求職活動を行えなかった者も失業者とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・調査期間中に就業可能で</li> <li>・過去4週間以内に求職活動を行った者</li> </ul> <p>☆ レイオフ中の者は求職活動要件に関係なく失業者とする</p>
5. 失業率の算出方法	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$	同左	同左	同左
	分母人口 ・就業者+失業者  ☆ 無給の家族従業者は、調査期間における就業時間にかかわらず、就業者に含まれるとみなさなければならない  ☆ 軍隊の構成員は就業者に含めなければならない	・就業者+失業者	・就業者+失業者(軍人を除く)	・就業者+失業者(軍人を除く)  ☆ 就業時間が15時間未満の無給の家族従業者は就業者から除外
	分母人口のデータ収集方法	・労働力調査	・経済活動人口調査	・Current Population Survey
6. 公表機関	_____	・総務省統計局	・統計庁	・労働省労働統計局

# 失業者の調査等について

カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
実地調査による収集				
・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)
・毎月1回  ・1週間 (15日を含む)	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査  ・各1週間	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査  ・各1週間	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査  ・各1週間	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査  ・各1週間
・15歳以上	・16歳以上	・15歳以上	・15歳以上	・15歳以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・調査期間中に就業可能で</li> <li>・過去4週間以内に求職活動を行った者</li> <li>☆ レイオフ中の者は求職活動要件に関係なく失業者とする</li> <li>☆ 4週間以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・2週間以内に就業可能で</li> <li>・過去4週間以内に求職活動を行った者</li> <li>☆ 2週間以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・2週間以内に就業可能で</li> <li>・過去4週間以内に求職活動を行った者</li> <li>☆ 2週間以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・2週間以内に就業可能で</li> <li>・過去4週間以内に求職活動を行った者</li> <li>☆ 3か月以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者でなく</li> <li>・2週間以内に就業可能で</li> <li>・過去30日以内に求職活動を行った者</li> <li>☆ 3か月以内の就業が内定しており2週間以内に就業可能な待機者も失業者とする</li> </ul>
同左	同左	同左	同左	同左
・就業者+失業者 (軍人を除く)	・就業者+失業者	・就業者+失業者	・就業者+失業者	・就業者+失業者
・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査
・統計局	・国家統計局	・統計局	・国立統計経済研究所	・国家統計局